

## 第一節 契約

### (契約の締結等)

第二十条 国の行政機関等の長等は、第十三条第一項（第十五条において準用する場合を含む。）の規定により民間事業者を落札者として決定した場合には、官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項及び申込みの内容に従い、書面により、官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービス（以下「対象公共サービス」という。）の実施に関する契約を締結し、当該対象公共サービスの実施を委託するものとする。

2 国の行政機関等の長等は、前項の契約を締結したときは、遅滞なく、当該契約の相手方の氏名又は名称及び当該契約の内容に関する事項のうち政令で定めるものを公表しなければならない。

### (契約の変更)

第二十一条 国の行政機関等の長等及び公共サービス実施民間事業者は、対象公共サービスを改善するため、又はやむを得ない事由がある場合には、協議により、前条第一項の契約を変更することができる。

2 国の行政機関等の長等は、前項の規定により契約を変更しようとするとときは、官民競争入札等監理委員

会の議を経なければならない。

3 国の行政機関等の長等は、前二項の規定により契約を変更したときは、遅滞なく、当該契約の変更の内容に関する事項のうち政令で定めるものを公表しなければならない。

(契約の解除等)

第二十二条 国の行政機関等の長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一十条第一項の契約を解除することができる。

- 一 公共サービス実施民間事業者が次のいずれかに該当するとき。
  - イ 偽りその他不正の行為により落札者となつたとき。
- ロ 第九条第二項第三号若しくは第十条（第十一号を除く。）の規定による官民競争入札に参加する者に必要な資格の要件又は第十四条第二項第三号若しくは第十五条において準用する第十条（第十一号を除く。）の規定による民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなつたとき。
- ハ 法令の特例において定められた当該対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に必要な資格の要件を満たさなくなつたとき。

二 第二十条第一項の契約に従つて対象公共サービスを実施できなかつたとき、又はこれを実施することができないことが明らかになつたとき。

ホ ニに掲げる場合のほか、第二十条第一項の契約において定められた事項について重大な違反があつたとき。

ヘ 第二十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対しても答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

ト 第二十七条第一項の規定による指示に違反したとき。

チ 法令の特例において定められた当該対象公共サービスに係る契約の解除の事由に該当したとき。

ニ 公共サービス実施民間事業者（その者が法人である場合にあつては、その役員）又はその職員その他の対象公共サービスに従事する者が、第二十五条第一項の規定に違反して、対象公共サービスの実施に關して知り得た秘密を漏らし、又は盜用したとき。

2 国の行政機関等の長等は、前項の規定により契約を解除するときは、前章に定めるところによる新たな官民競争入札若しくは民間競争入札の実施又は国の行政機関等が対象公共サービスを実施する措置その他

の当該対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

3 國の行政機關等の長等は、前項の規定による措置を講じようとするときは、官民競争入札等監理委員会の議を経なければならない。

4 國の行政機關等の長等は、前二項の規定による措置を講じたときは、遅滞なく、その旨、その内容及びその理由を公表しなければならない。

(地方公共団体官民競争入札対象公共サービス又は地方公共団体民間競争入札対象公共サービスについての準用)

第二十三条 前三条の規定は、地方公共団体官民競争入札対象公共サービス及び地方公共団体民間競争入札対象公共サービスについて準用する。この場合において、第二十条第一項中「第十三条第一項（第十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「第十七条及び第十九条において準用する第十三条第一項」と、同条第二十一項及び第二十二条第一項中「政令」とあるのは「規則」と、第二十二条第一項及び前条第三項中「官民競争入札等監理委員会」とあるのは「第四十七条第一項に規定する合議制の機関」と、同条第一項第一号ロ中「第九条第一項第三号若しくは第十条」とあるのは「第十六条第一項第二号若しくは第

十七条において準用する第十条」と、「第十四条第二項第三号若しくは第十五条」とあるのは「第十八条第二項第三号若しくは第十九条」と、同号へ中「第二十六条第一項」とあるのは「第二一十八条において準用する第二十六条第一項」と、同号ト中「第二十七条第一項」とあるのは「第二一十八条において準用する第二十七条第一項」と、同項第二号中「対象公共サービス」とあるのは「地方公共団体官民競争入札対象公共サービス若しくは地方公共団体民間競争入札対象公共サービス」と読み替えるものとする。

## 第二節 公共サービスの実施

### (官民競争入札対象公共サービス等の実施)

第二十四条 公共サービス実施民間事業者は、第二十条第一項（前条において準用する場合を含む。）の契約に従つて、官民競争入札対象公共サービス、民間競争入札対象公共サービス、地方公共団体官民競争入札対象公共サービス又は地方公共団体民間競争入札対象公共サービスを実施しなければならない。

### (秘密保持義務等)

第二十五条 公共サービス実施民間事業者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の前条の公共サービスに従事する者又はこれらの者であつた者は、当該公共サービスの実施に

関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

- 2 前条の公共サービスに従事する者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

### 第三節 監督

#### （報告の徴収等）

第二十六条 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、対象公共サービスの実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に当該公共サービス実施民間事業者の事務所に立ち入り、当該対象公共サービスの実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 国の行政機関等の長等は、第一項の規定による措置を講じたときは、当該措置の内容及び当該措置を講ずることとした理由を、遅滞なく、官民競争入札等監理委員会に通知しなければならない。

(国の行政機関等の長等の指示等)

第二十七条 国の行政機関等の長等は、公共サービス実施民間事業者による対象公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該公共サービス実施民間事業者に対し、必要な措置をとるべき」とを指示することができる。

2 前条第四項の規定は、前項の規定により指示をした場合について準用する。

(地方公共団体官民競争入札対象公共サービス等についての準用)

第二十八条 前二条の規定は、地方公共団体官民競争入札対象公共サービス及び地方公共団体民間競争入札対象公共サービスについて準用する。この場合において、第二十六条第四項中「官民競争入札等監理委員会」とあるのは、「第四十七条第一項に規定する合議制の機関」と読み替えるものとする。

第五章 法令の特例

第一節 通則

(法令の特例の適用)

第二十九条 公共サービス実施民間事業者が実施する公共サービスについては、法令の特例を適用する。

(財政法の特例)

第三十条 国が対象公共サービスについて債務を負担する場合には、当該債務を負担する行為により支出すべき年限は、当該会計年度以降十箇年度以内とする。

(国家公務員退職手当法の特例)

第三十一条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第二条第一項に規定する職員（以下この項において「職員」という。）のうち、国の行政機関等の長等が第二十条第一項の契約を締結した日の翌日から当該契約に係る対象公共サービスの第九条第二項第二号に規定する実施期間又は第十四条第二項第二号に規定する実施期間（以下この項において「実施期間」という。）の初日以後一年を経過するまでの期間内に、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて当該対象公共サービスを実施する公共サービス実施民間事業者に使用される者（当該対象公共サービスに係る業務に従事するものに限る。以下この項において「対象公共サービス従事者」という。）となるための退職（同法第四条第一項

又は第五条第一項の規定に該当する退職に限る。次項において「特定退職」という。)をし、かつ、引き続き対象公共サービス従事者として在職した後引き続いて実施期間の末日の翌日までに再び職員となつた者(以下この条において「再任用職員」という。)が退職した場合におけるその者に対する同法第二条の三の規定による退職手当に係る同法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

2 再任用職員が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の三の規定による退職手当の額の計算の基礎となる同法第五条の二第二項に規定する基礎在職期間(以下この項において「基礎在職期間」という。)には、同条第二項の規定にかかわらず、特定退職に係る退職手当(以下この条において「先の退職手当」という。)の額の計算の基礎となつた基礎在職期間を含むものとする。

3 再任用職員が退職した場合におけるその者に対する国家公務員退職手当法第二条の三の規定による退職手当の額は、第一号に規定する法律の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、同号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。ただし、その額が第三号に掲げる額より少ないとときは、同号に掲げる額とする。

一　国家公務員退職手当法第二条の三から第六条の四まで及び附則第二十一項から第二十三項まで、國家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第百六十四号）附則第三項、國家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第八項まで、國家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号）附則第四項並びに国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号）附則第三条から第六条までの規定により計算した額

二　再任用職員が支給を受けた先の退職手当の額と当該先の退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間に係る利息に相当する額を合計した額

三　前二項の規定を適用しないで第一号に規定する法律の規定により計算した額

4　前三項の規定は、再任用職員の退職前に、その者について、国家公務員退職手当法第十二条の規定により先の退職手当を支給しないこととなつたとき、又は同法第十二条の三第一項の規定により先の退職手当を返納させることとなつたときは、適用しない。

5　再任用職員が退職し、その者に対しまだ当該退職に係る退職手当（その額を第三項本文の規定により計

算するものに限る。次項において同じ。）が支払われていない場合において、その者について、国家公務員退職手当法第十二条の規定により先の退職手当を支給しないこととなつたとき、又は同法第十二条の三第一項の規定により先の退職手当を返納させることとなつたときは、第三項本文の規定により計算した額から同項第三号に掲げる額を控除して得た額（次項において「特例加算額」という。）は、支給しない。

6 再任用職員が退職し、その者に対し当該退職に係る退職手当の支給をした後において、その者について、国家公務員退職手当法第十二条の規定により先の退職手当を支給しないこととなつたとき、又は同法第十二条の三第一項の規定により先の退職手当を返納させることとなつたときは、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等は、特例加算額に相当する額の全部又は一部を返納させることができる。この場合においては、同法第十二条の三第二項の規定を準用する。

## 第二節 特定公共サービス

### （職業安定法の特例）

第三十二条 次に掲げる公共職業安定所の業務（以下この条において「特定業務」という。）を実施する公共サービス実施民間事業者であつて特定業務を実施する施設において職業紹介事業を行うものは、職業安

定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十条第一項の許可を受けた者でなければならない。

- 一 事業の経営管理に係る業務又は技術的及び専門的な知識を必要とする業務に就く職業に就職を希望する四十歳以上の者を専ら対象とする施設において行う職業紹介、職業指導及びこれらに付随する業務
- 二 事業の運営に関する事項についての企画、立案、調査及び分析の業務に就く職業に就職を希望する四十五歳以上六十歳未満の者その他厚生労働省令で定める者を専ら対象とし、職業の選択及び労働市場の状況に関する理解を深めさせることにより就職活動を行う意欲を増進することを目的とする施設において行う職業指導及びこれに付随する業務
- 2 前項の公共サービス実施民間事業者が、特定業務を実施する施設において職業紹介事業を行う場合において当該職業紹介事業に関し国以外の者から手数料又は報酬を受けないときは、当該職業紹介事業については、職業安定法第三十二条の十一の規定は適用しない。
- 3 前二項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（国民年金法等の特例）

第三十三条 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十七条第一項に規定する保険料（以下この条において「保険料」という。）の収納に関する業務のうち次に掲げるもの（以下この条において「特定業務」という。）を実施する公共サービス実施民間事業者は、併せて被保険者の委託を受けて保険料の納付に関する業務（以下この条において「納付受託業務」という。）を実施するものとする。

一 国民年金法第八十八条の規定により保険料を納付する義務を負う者であつて、保険料を納期限までに納付しないもの（以下この条において「保険料滞納者」という。）に対し、保険料が納期限までに納付されていない事実の通知及び納付されていない理由の確認を行う業務

二 保険料滞納者に対し、面接その他の方法により保険料の納付の勧奨及び請求を行う業務

三 第一号の規定により確認した理由その他の前二号の業務の実施状況を、厚生労働省令で定めるところにより、社会保険庁長官に報告する業務

2 前項の公共サービス実施民間事業者は、納付受託業務を適正かつ確実に実施することができると認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当するものでなければならぬ。

3 前項の公共サービス実施民間事業者については、国民年金法第九十二条の三第一項第二号の規定による

指定を受けた者とみなして、同条第二項から第五項まで並びに同法第九十二条の四及び第九十二条の五の規定を適用する。この場合において、同法第九十二条の三第三項中「第一項第二号の規定による指定をしたときは」とあるのは「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第 号）第三十三条第一項に規定する特定業務の実施について同法第二十条第一項の契約を締結したときは」と、同法第九十二条の四第一項中「前条第一項」とあるのは「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第三十三条第一項」とする。

4 第二項の公共サービス実施民間事業者が実施する第一項第二号に規定する保険料の納付の請求の業務については、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十二条の規定は適用しない。

5 公共サービス実施民間事業者は、厚生労働省令で定めるところにより、その実施する特定業務に関する帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない。

6 公共サービス実施民間事業者が実施する特定業務に従事する者（以下この条において「特定業務従事者」という。）は、面接の方法により第一項第一号に掲げる業務を行うに当たり、社会保険庁長官が発行するその身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7 特定業務従事者は、特定業務を実施するに当たり、人を威迫し又はその私生活若しくは業務の平穏を害するような言動により、その者を困惑させてはならない。

8 公共サービス実施民間事業者は、特定業務を実施するに当たり、偽りその他不正の手段を用いることその他の保険料滞納者の保護に欠け、又は特定業務の適正を害するおそれがあるものとして厚生労働省令で定める行為をしてはならない。

9 社会保険庁長官は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の契約を解除することができる。

一 公共サービス実施民間事業者が、第五項の規定に違反して、帳簿書類の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類を作成したとき。

二 特定業務従事者が、第六項の規定に違反して、証明書を携帯せず、又はこれを提示しなかつたとき。

三 特定業務従事者が、第七項の規定に違反したとき。

四 公共サービス実施民間事業者が、前項の規定に違反して、同項の厚生労働省令で定める行為を行つたとき。

五 公共サービス実施民間事業者が、納付受託業務について、次のいずれかに該当するとき。

イ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の四第一項又は第九十二条の五第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ロ 第二項の規定により適用される国民年金法第九十二条の五第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

ハ 第三項の規定により適用される国民年金法第九十二条の五第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対しても陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

10 前各項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務及び納付受託業務の実施に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(戸籍法等の特例)

第三十四条 地方公共団体は、次に掲げる当該地方公共団体の業務を、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができます。

一 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第百十七条の四第一項の磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この号において「戸籍謄本等」という。）の交付（当該戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）又は同法第十二条の二第一項の規定に基づく同項の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第百十七条の四第一項の磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下この号において「除籍謄本等」という。）の交付（当該除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等又は除籍謄本等の引渡し

二 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十条の十の規定に基づく同条の証明書（以下この号において「納税証明書」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡し

三 外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）第四条の三第二項の規定に基づく同項の登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書（以下この号において「登録原票の写し等」という。）の交付の請求

の受付及び当該請求に係る登録原票の写し等の引渡し

四 住民基本台帳法（昭和四十一年法律第八十一号）第十二条第一項の規定に基づく同項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（以下この号において「住民票の写し等」という。）の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等の引渡し

五 住民基本台帳法第二十条第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の写し（以下この号において「戸籍の附票の写し」という。）の交付（当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡し

六 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法第一百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長とする。）が作成する印鑑に関する証明書（以下この号において「印鑑登録証明書」という。）の交付（当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。）の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し

2 前項各号に掲げる業務（以下この条において「特定業務」という。）を実施する公共サービス実施民間事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

一 その人的構成に照らして、特定業務を適正かつ確實に実施することができる知識及び能力を有していること。

二 特定業務を適正かつ確實に実施するために必要な施設及び設備として総務省令・法務省令で定める施設及び設備を備えていること。

三 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他特定業務を適正かつ確實に実施するために必要な措置として総務省令・法務省令で定める措置が講じられていること。

四 その他総務省令・法務省令で定める要件に適合するものであること。

3 地方公共団体は、第二十三条において準用する第二十条第一項の契約（以下この条において単に「契約」という。）を締結しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

4 地方公共団体は、第二十三条において準用する第二十条第二項の規定にかかわらず、契約を締結したときは、その旨、当該契約の相手方となる公共サービス実施民間事業者の氏名又は名称、当該公共サービス実施民間事業者が実施する特定業務の内容及びその期間を、遅滞なく、告示しなければならない。

5 地方公共団体が、第二十三条において準用する第二十一条第一項の規定により契約を変更する場合又は協議により契約を解除する場合には、前二項の規定を準用する。

6 地方公共団体の長は、公共サービス実施民間事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて、その実施する特定業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

一 第二項各号に掲げる要件を満たさなくなつたとき。

二 第二十八条において準用する第二十七条第一項の規定による指示に違反したとき。

7 地方公共団体の長は、第二十三条において準用する第二十二条第一項の規定により契約を解除したときは、同条第四項の規定にかかわらず、その旨、その理由及び当該公共サービス実施民間事業者の氏名又は名称を、遅滞なく、告示し、前項の規定により特定業務の全部又は一部の停止を命じたときは、その旨、その理由、当該公共サービス実施民間事業者の氏名又は名称並びに当該停止を命じた特定業務の内容及びその期間を、第四十七条第一項に規定する合議制の機関に通知するとともに、遅滞なく、告示しなければならない。

8 公共サービス実施民間事業者は、特定業務取扱事業所（公共サービス実施民間事業者が特定業務を取り

扱う事業所をいう。）に勤務する者が特定業務に関して知り得た情報を当該特定業務の取扱い以外の目的のために利用することを防止するために、必要な措置を講じなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、公共サービス実施民間事業者による特定業務の実施に関し必要な事項のうち、第一項第二号、第四号又は第六号に掲げる業務に係るものについては総務省令で、同項第一号又は第三号に掲げる業務に係るものについては法務省令で、同項第五号に掲げる業務に係るものについては総務省令・法務省令で定める。

第六章 国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施することとなつた場合における公共サービスの実施等

（官民競争入札対象公共サービスの実施）

第三十五条 国の行政機関等は、第十三条第二項の場合においては、官民競争入札実施要項及び当該国の行政機関等の長等が作成した第十一条第二項の書類の内容に従つて、官民競争入札対象公共サービスを実施するものとする。

（地方公共団体官民競争入札対象公共サービスの実施）

第三十六条 地方公共団体は、第十七条において準用する第十三条第二項の場合においては、官民競争入札実施要項及び当該地方公共団体の長が作成した第十七条において準用する第十一条第二項の書類の内容に従つて、地方公共団体官民競争入札対象公共サービスを実施するものとする。

#### 第七章 官民競争入札等監理委員会等

##### 第一節 官民競争入札等監理委員会

###### (設置)

第三十七条 国の行政機関等の公共サービスに係る官民競争入札の実施その他の競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するため、内閣府に、官民競争入札等監理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

###### (所掌事務)

第三十八条 委員会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

- 2 委員会は、前項の規定によりその権限に属させられた事項に関し、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係する国の行政機関等の長等に対し、必要な勧告をすることができる。

3 委員会は、前項の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その勧告の内容を公表しなければならない。

4 内閣総理大臣又は関係する国の行政機関等の長等は、第二項の規定による勧告に基づき講じた措置について委員会に通知しなければならない。この場合において、関係する国の行政機関等の長等が行う通知は、内閣総理大臣を通じて行うものとする。

#### (組織)

第三十九条 委員会は、委員十三人以内をもつて組織する。

2 委員は、非常勤とする。

#### (委員)

第四十条 委員は、公共サービスに関して優れた識見を有する者の中から、内閣総理大臣が任命する。

#### (委員の任期)

第四十一条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

る。

(委員長)

第四十一条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第四十三条 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(事務局)

第四十四条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(報告の徴収等)

第四十五条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要な限度において、官民競争入札若しくは民間競争入札を実施する国の行政機関等又は公共サービス実施民間事業者に対して、報告又は資料の提出を求めることができる。

(政令への委任)

第四十六条 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

## 第二節 地方公共団体の審議会その他の合議制の機関

第四十七条 地方公共団体は、地方公共団体の長が官民競争入札又は民間競争入札を実施する場合には、当該地方公共団体の区域における地方公共団体の公共サービスに係る官民競争入札の実施その他の競争の導入による公共サービスの改革の実施の過程について、その透明性、中立性及び公正性を確保するため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、公共サービスに関して優れた識見を有する者により構成される審議会その他の合議制の機関（次項において「合議制の機関」という。）を置くものとする。

2 合議制の機関の組織及び運営に関する必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。

## 第八章 雜則

(競争の導入による公共サービスの改革を円滑に推進するための措置)

第四十八条 国は、第二十四条の規定により公共サービス実施民間事業者が実施することとなる官民競争入札対象公共サービスの実施に従事していた職員を、定員の範囲内において、他の官職（他の国の行政機関に属する官職を含む。）に任用することの促進その他競争の導入による公共サービスの改革を円滑に推進するための措置を講ずるよう努めるものとする。

(事務の委任)

第四十九条 国の行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該国の行政機関所属の職員又は他の国の行政機関所属の職員に、官民競争入札又は民間競争入札に関する事務を委任することができる。

(解釈規定)

第五十条 この法律のいかなる規定も、国の行政機関の長が実施する官民競争入札及び民間競争入札に対する会計法第四章の規定の適用を妨げるものと解釈してはならない。

第五十一条 この法律のいかなる規定も、地方公共団体の長が実施する官民競争入札及び民間競争入札に対する地方自治法第二編第九章第六節の規定の適用を妨げるものと解釈してはならない。

(主務省令)

第五十二条 この法律における主務省令は、当該事項について規定する法律及び法律に基づく命令（公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令とする。ただし、

公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は船員中央労働委員会の所管に係る事項については、それぞれ公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則又は船員中央労働委員会規則とする。

(政令への委任)

第五十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

第九章 罰則

第五十四条 第二十五条第一項の規定に違反して、第二十四条の公共サービスの実施に関して知り得た秘密

を漏らし、又は盜用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条第一項（第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 正当な理由なく、第二十七条第一項（第二十八条において準用する場合を含む。）の規定による指示に違反した者

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

##### （検討）

2 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

3 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号の三の次に次の一号を加える。

三の四 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第 号）第七条第一項に規定する公共サービス改革基本方針の策定並びに官民競争入札及び民間競争入札の実施の監理に関すること。

第三十七条第三項の表民間資金等活用事業推進委員会の項の次に次のように加える。

官民競争入札等監理委員会

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

## 理由

国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるのは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革を実施するため、その基本理念、公共サービス改革基本方針の策定、官民競争入札及び民間競争入札の手続、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、官民競争入札等監理委員会の設置その他必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案新旧対照条文

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（附則第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

	改 正 案	現 行
（所掌事務）		
第四条　（略）	（所掌事務）	
2　（略）	第四条　（略）	
3　前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。	3　前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。	
一～三の三　（略）	一～三の三　（略）	
三の四　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第　　号）第七条第一項に規定する公共サービス改革基本方針の策定並びに官民競争入札及び民間競争入札の実施の監視に関すること。	三の四　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成十八年法律第　　号）第七条第一項に規定する公共サービス改革基本方針の策定並びに官民競争入札及び民間競争入札の実施の監視に関すること。	
四～六十一　（略）	四～六十一　（略）	
（設置）		
第三十七条　（略）	（設置）	
2　（略）	第三十七条　（略）	
3　第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく	3　第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく	

命令を含む。) の定めるところによる。

民間資金等活用事業推進委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
官民競争入札等監視委員会	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律
食品安全委員会	食品安全基本法
(略)	(略)

命令を含む。) の定めるところによる。

民間資金等活用事業推進委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
食品安全委員会	食品安全基本法
(略)	(略)
(略)	(略)

参 照 条 文 目 次

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）	（抄）
国家行政組織法（昭和二十三年法律第一百二十号）	（抄）
官内庁法（昭和二十二年法律第七十号）	（抄）
独立行政法人通則法（平成十一年法律第一百三号）	（抄）
国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）	（抄）
総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）	（抄）
国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）	（抄）
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）	（抄）
会計法（昭和二十二年法律第三十五号）	（抄）
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	（抄）
国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第一百八十二号）	（抄）
国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第一百六十四号）	（抄）
国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）	（抄）
国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号）	（抄）
国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第一百十五号）	（抄）
職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）	（抄）
国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）	（抄）
弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）	（抄）
戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）	（抄）
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）	（抄）
外国人登録法（昭和二十七年法律第二百二十五号）	（抄）
住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）	（抄）

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案参考条文

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）

（所掌事務）

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一 短期及び中長期の経済の運営に関する事項

二 財政運営の基本及び予算編成の基本方針の企画及び立案のために必要となる事項

三 経済に関する重要な政策（経済全般の見地から行う財政に関する重要な政策を含む。）に関する事項

四 科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るために基本的な政策に関する事項

五 科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項

六 前二号に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項

七 災害予防、災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興（第三項第八号を除き、以下「防災」という。）に関する基本的な政策に関する事項

八 前号に掲げるもののほか、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害への対処その他の防災に関する事項

九 男女共同参画社会の形成（男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第二条第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の促進を図るために基本的な政策に関する事項

十 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する事項

十一 沖縄に関する諸問題に対処するための基本的な政策に関する事項

一二 前号に掲げるもののほか、沖縄の自立的な発展のための基盤の総合的な整備その他の沖縄に関する諸問題への対処に関する事項

十三 北方地域（政令で定める地域をいう。以下同じ。）に関する諸問題への対処に関する事項

十四 青少年の健全な育成に関する事項

十五 金融の円滑化を図るために環境の総合的な整備に関する事項

十六 食品の安全性の確保を図るために環境の総合的な整備に関する事項

十七 食育の推進を図るために基本的な政策に関する事項

（略）  
3 2 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内外の経済動向の分析に関すること。

二 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する関係行政機関の施策の推進に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

三 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第四条第一項に規定する特定事業の実施

に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。

三の二 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第一項に規定する構造改革特別区域計画の認定に関すること。

三の三 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第一項に規定する地域再生計画の認定に関すること及び同法第十二条第一項に規定する特定地域再生事業会社の指定に関すること並びに同法第十三条第一項の交付金を充てて行う事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

四 市場開放問題及び政府調達に係る苦情処理に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

五 経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究（大学及び大学共同利用機関におけるものを除く。）に関すること。

六 国民経済計算に関すること。

七 防災に関する施策の推進に関すること。

八 防災に関する組織（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百一十三号）第二章に規定するものをいう。）の設置及び運営並びに防災計画（同法第二条第七号に規定するものをいう。）に関すること。

九 激甚災害（激甚災害に対応するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該激甚災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

十 特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために規定する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び当該特定非常災害に対し適用すべき措置の指定に関すること。

十一 被災者生活再建支援金（被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第三条に規定するものをいう。）の支給に関すること。

十二 台風常襲地帯（台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法（昭和三十三年法律第七十二号）第三条第一項に規定するものをいう。）及び災害防除事業（同法第二条第一項に規定するものをいう。）の指定に関すること。

十三 避難施設緊急整備地域（活動火山対策特別措置法（昭和四十八年法律第六十一号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び降灰防除地域（同法第十二条第一項に規定するものをいう。）の指定に関すること。

十四 大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）に基づく地震防災対策に関すること。

十五 緊急事態対策特別措置法（平成十一年法律第二百五十六号）第十一条第二項に規定する原子力緊急事態宣言、同条第三項に規定する緊急事態対策に関する事項の指示及び同条第四項に規定する原子力緊急事態解除宣言を行うこと並びに同法第十六条第一項に規定する原子力災害対策本部の設置及び運営に関すること。

十六 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）に基づく地震防災対策に関すること。

十七 四の四 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）に基づく地震防災対策に関すること。

十八 沖縄（沖縄県の区域をいう。以下同じ。）における経済の振興及び社会の開発に関する総合的な計画（以下「振興開発計画」という。）の作成及び推進に関すること。

十九 振興開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び当該事業で政令で定めるものに関する関係行政機関

の経費（政令で定めるものを除く。）の配分計画に関すること（文部科学省及び環境省の所掌に属するものを除く。）。

二十一 前二号に掲げるもののほか、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する施策に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

二十二 沖縄振興開発金融公庫の業務に関すること。

二十三 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）の規定による駐留軍用地等以外の土地に係る各筆の土地の位置境界の明確化等に関すること。

二十四 北方領土問題その他北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発に関すること。

二十五 北方地域に生活の本拠を有していた者に対する援護措置その他北方地域に関する事務（外務省の所掌に属するものを除く。）の推進に関すること。

二十六 本土（北方地域以外の地域をいう。以下同じ。）と北方地域にわたる身分関係事項その他の事実についての公の証明に関する文書の作成に関する事項。

二十七 本土と北方地域との間において解決を要する事項についての連絡、あつせん及び処理に関する事項。

二十八 青少年の健全な育成に関する関係行政機関の事務の連絡調整及びこれに伴い必要となる当該事務の実施の推進に関する事項。

二十九 外国への輸出及び記章の受領及び着用に関する事項。

三十 内閣総理大臣の行う表彰に関する事項。

三十一 国民の祝日に関する事項。

三十二 元号その他の公式制度に関する事項。

三十三 国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務に関する事項（他省の所掌に属するものを除く。）。

三十四 迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に関する事項。

三十五 国民生活の安定及び向上に関する経済の発展の見地からの基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事項。

三十六 一般消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事項。

三十七 物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事項。

三十八 市民活動の促進に関する事項。

三十九 三十八の二個人情報の保護に関する基本方針（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関する事項。

四十 政府の重要な施策に関する広報に関する事項。

四十一 世論の調査に関する事項。

四十二 公文書館に関する制度に関すること。

四十三 前号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な公文書その他の記録（国又は独立行政法人国立公文書館が保管するものに限り、現用のものを除く。）の保存及び利用に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。四十三の二 少子化に対処するための施策の大綱（少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第七条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

四十四 高齢社会対策の大綱（高齢社会対策基本法（平成七年法律第百二十九号）第六条に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること。

四十五 障害者基本計画（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第九条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

四十六 交通安全基本計画（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第百十号）第二十二条第一項に規定するものをいう。）の作成及び推進に関すること（国土交通省の所掌に属するものを除く。）。

四十七 原子力の研究、開発及び利用に関する関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

四十八 地方制度に関する重要な事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

四十九 選挙制度に関する重要な事項に係る事務の連絡調整に関すること。

五十 国会等（国会等の移転に関する法律（平成四年法律第百九号）第一条に規定するものをいう。）の移転先の候補地の選定及びこれに関する事項に係る事務の連絡調整に関すること。

五十一 租税制度に関する基本的な事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

五十二 国際平和協力業務（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第三条第三号に規定するものをいう。）及び物資協力（同条第四号に規定するものをいう。）に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）。

五十三 情報公開・個人情報保護審査会設置法（平成十五年法律第六十号）第二条に規定する調査審議に関すること。

五十四 北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第百四十三号）第二条及び第四条から第六条までに規定する事務（他省の所掌に属するものを除く。）

五十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

五十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

五十七 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第二条に規定する事務

五十八 の二 私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二十七条の二に規定する事務

五十九 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第五条第二項及び第三項に規定する事務

六十 防衛府設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第五条に規定する事務

六十一 金融庁設置法（平成十年法律第百三十号）第四条に規定する事務

（設置） 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき内閣府に属させられた事務

第三十七条 (略)

(略)

3 2 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

民間資金等活用事業推進委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
食品安全委員会	食品安全基本法
独立行政法人評価委員会	独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）
中央障害者施策推進協議会	障害者基本法
原子力委員会	原子力基本法（昭和三十年法律第二百八十六号）及び原子力委員会及び原子力安全委員会設置法（昭和三十一年法律第二百八十八号）
原子力安全委員会	十年法律第二百八十八号
地方制度調査会	地方制度調査会設置法（昭和二十七年法律第三百十号）
選挙制度審議会	選挙制度審議会設置法（昭和三十六年法律第二百十九号）
衆議院議員選挙区画定審議会	衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）
国会等移転審議会	国会等の移転に関する法律
情報公開・個人情報保護審査会	情報公開・個人情報保護審査会設置法

第三十九条 第四款 施設等機関  
本府には、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

第五款 特別の機関

(設置)

- 第四十条 本府に、北方対策本部及び金融危機対応会議を置く。
  - 第十八条 第二十九条、前条及び前項に定めるもののほか、本府には、特に必要がある場合においては、第四条第三項に規定する所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。
  - 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。
- |              |            |
|--------------|------------|
| 教育推進会議       | 教育基本法      |
| 少子化社会対策会議    | 少子化社会対策基本法 |
| 高齢社会対策会議     | 高齢社会対策基本法  |
| 中央交通安全対策会議   | 交通安全対策基本法  |
| 犯罪被害者等施策推進会議 | 犯罪被害者等基本法  |
| 消費者政策会議      | 消費者基本法     |

国際平和協力本部

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律  
日本学術会議法（昭和二十三年法律第百二十一号）

（設置）

第四十九条 内閣府には、その外局として、委員会及び庁を置くことができる。  
2 法律で國務大臣をもつてその長に充てることと定められている前項の委員会又は庁には、特に必要がある場合においては、委員会又は庁を置くことができる。

3 （略）

（施設等機関）

第五十五条 委員会及び庁には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。（特別の機関）

第五十六条 委員会及び庁には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

## ○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）（抄）

（行政機関の設置、廃止、任務及び所掌事務）

第二条 （略）  
2 行政組織のため置かれる国の行政機関は、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる。  
3 （略）  
4 （略）

（施設等機関）

第八条の二 第三条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設（これらに類する機関及び施設を含む。）、医療更生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。（特別の機関）

第八条の三 第三条の国の行政機関には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するもののほか、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

○ 宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）（抄）

第十六条（略）

2 宮内庁には、その所掌事務の範囲内で、政令の定めるところにより、文教研修施設（これに類する施設を含む。）及び作業施設を置くことができる。

第十八条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十六条及び第五十七条の規定は宮内庁について、同法第五十八条第四項の規定は長官について準用する。

2 （略）

○ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確實に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

2 （略）

○ 国立大学法人法（平成十五年法律第二百二十一号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「国立大学法人」とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

2 （略）

3 この法律において「大学共同利用機関法人」とは、大学共同利用機関を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

4 （略）

○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）

（所掌事務）

第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一（十四）（略）

十五 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）の新設、目的の変更その他当該法律の定める制度の改正及び廃止に関する審査を行うこと。

十六（九十九）（略）

○ 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）（抄）

（国有財産の範囲）

第二条 この法律において国有財産とは、国の負担において国有となつた財産又は法令の規定により、若しくは寄附により国有となつた財産であつて次に掲げるものをいう。

一 不動産

二 船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機

三 前二号に掲げる不動産及び動産の從物

四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利

五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利

六 株式、新株予約権、社債（特別の法律により法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債、信託の受益権及びこれらに準ずるもの並びに出資による権利（国が資金又は積立金の運用及びこれに準ずる目的のために臨時に所有するものを除く。）

2 （略）

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一（五）（略）

六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

○ 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）（抄）

第二十九条の六 契約担当官等は、競争に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、国の支払の原因となる契約のうち政令で定めるものについて、相手方となるべき者の申込みに係る価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を当該契約の相手方とすることができる。

2 (略)

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

(公有財産の範囲及び分類)

第二百三十八条 この法律において「公有財産」とは、普通地方公共団体の所有に属する財産のうち次に掲げるもの（基金に属するものを除く。）をいう。

- 一 不動産  
二 船舶、浮標、浮桟橋及び浮ドック並びに航空機  
三 前二号に掲げる不動産及び動産の從物  
四 地上権、地役権、鉱業権その他これらに準ずる権利  
五 特許権、著作権、商標権、実用新案権その他これらに準ずる権利  
六 株式、社債（特別の法律により設立された法人の発行する債券に表示されるべき権利を含み、短期社債等を除く。）、地方債及び国債その他これらに準ずる権利  
七 出資による権利  
八 不動産の信託の受益権

2 (4) (略)

(指定都市の権能)

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市（以下「指定都市」という。）は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理

することができる。

一～十五 (略)

2 (略)

## ○ 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（抄）

### （適用範囲）

第二条 この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十一条の四第一項又は第八十二条の五第一項の規定により採用された者及びこれらに準ずる他の法令の規定により採用された者並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人（以下「特定独立行政法人」という。）の役員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 (略)

### （一般的の退職手当）

第二条の三 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第六条の三までの規定により計算した退職手当の基本額に、第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

第三条 次条又は第五条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の俸給月額（俸給が日額で定められている者については、俸給の日額の二十一日分に相当する額。以下同じ。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一 一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百

十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百十

十六年以上二十年以下の期間については、一年につき百分の百六十

二十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の二百

二十六年以上三十年以下の期間については、一年につき百分の百六十

三十一年以上の期間については、一年につき百分の百二十

2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病気（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 勤続期間一年以上十年以下の者 百分の六十

二 勤続期間十一年以上十五年以下の者 百分の八十

三 勤続期間十六年以上十九年以下の者 百分の九十

（十一年以上二十五年末満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第四条　十一年以上二十五年未満の期間勤続し、國家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した者（同法第八十一条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又は二十五年未満の期間勤続し、その者的事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに対する退職手当の基本額は、退職の日ににおけるその者の俸給月額（以下「退職日俸給月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一　一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百二十五

二　十一年以上十五年以下の期間については、一年につき百分の百三十五

三　十六年以上二十四年以下の期間については、一年につき百分の一百三十七・五

2　前項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者で、通勤（國家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一条）第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第五条　定員の減少若しくは組織の改廃のため過員若しくは廃職を生ずることにより退職した者で政令で定めるもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者、二十五年以上勤続し、國家公務員法第八十一条の二第一項の規定により退職した者（同法第八十一条の三第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又は二十五年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で政令で定めるものに対する退職手当の基本額は、退職日俸給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

一　一年以上十年以下の期間については、一年につき百分の百五十五

二　十一年以上二十五年以下の期間については、一年につき百分の百六十五

三　十六年以上三十四年以下の期間については、一年につき百分の百八十五

四　三十五年以上の期間については、一年につき百分の百五

2　前項の規定は、二十五年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（俸給月額の減額改定以外の理由により俸給月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第五条の二　退職した者の基礎在職期間中に、俸給月額の減額改定（俸給月額の改定をする法令が制定され、又はこれに準ずる給与・準則若しくは給与の支給の基準が定められた場合において、当該法令又は給与・準則若しくは給与の支給の基準による改定により当該改定前に受けていた俸給月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の俸給月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前俸給月額」という。）が、退職日俸給月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前三条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

一　その者が特定減額前俸給月額に係る減額日（うち最も遅い日の前日に現に退職した理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

二　退職日俸給月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

イ　その者に対する退職手当の基本額が前三条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日俸給

### 月額に対する割合

口 前号に掲げる額の特定減額前俸給月額に対する割合  
前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（第七条の二第四項、第七条の三第四項、第八条第三項又は第十三条の規定に該当するものを除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの法律の規定による退職手当の支給を受けたこと又は地方公務員、第七条の二第一項に規定する公庫等職員（他の法律の規定により、同条の規定の適用について、同項に規定する公庫等職員とみなされるものを含む。以下この項において同じ。）若しくは第七条の三第一項に規定する独立行政法人等役員として退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの方の支給に係る退職の日以前の期間及び第八条第一項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至つたことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、地方公務員、第七条の二第一項に規定する公庫等職員又は第七条の三第一項に規定する独立行政法人等役員となつたときは、当該退職の日前の期間）を除く。）をいう。

第七条第五項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた地方公務員としての引き続いた在職期間第七条の二第一項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する公庫等職員としての引き続いた在職期間

第七条の二第一項は規定する再び職員となる者の同項に規定する公庫等職員としての引き継ぎたる在職期間

第七条の第二項に規定する場合における公庫等職員としての引き続いた在職期間

第七条の三第一項に規定する場合における独立行政法人等役員としての引き続いた在職期間前各号に掲げる期間に準ずるものとして政令で定める在職期間

足年前早期過聯者以杖支器過聯手等の基本客に係る特例

**第五条の三** 第五条第一項に規定する者（退職日俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の指定職俸給表六号俸の額に相当する額以上である者その他政令で定める者を除く。）のうち、定年に達する日から政令で定める一定の期間前までに退職した者であつて、その勤続期間が二十五年以上であり、かつ、その年齢が政令で定める年齢以上であるものに対する同項及び前条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替える字句	第五条第一項	第五条第一項
退職日俸給月額	読み替える字句	退職日俸給月額	読み替える字句
及び特定減額前俸給 月額	読み替える字句	及び特定減額前俸給 月額	読み替える字句
第五条の二第一 項第一号	読み替える字句	第五条の二第一 項第一号	読み替える字句
退職日俸給月額に、 前号に掲げる額	読み替える字句	退職日俸給月額に、 前号に掲げる額	読み替える字句
第五条の二第二 項第二号	読み替える字句	第五条の二第二 項第二号	読み替える字句
その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の 二を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額に、 の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき特定減額前俸給月額に応じて百分の二を 並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に 係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき特定減額前俸給月額 に応じて百分の二を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額に、 退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職 の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき特定減額前俸給月額に応じて百分の二を 超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額に、	その者が特定減額前俸給月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の 二を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額に、 の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき特定減額前俸給月額に応じて百分の二を 並びに特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に 係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき特定減額前俸給月額 に応じて百分の二を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額に、 退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職 の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき特定減額前俸給月額に応じて百分の二を 超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額に、	読み替える字句	

理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前俸給月額を基礎として、前三条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

### (退職手当の基本額の最高限度額)

(退職手当の基本額の最高限度額)  
第六条 第三条から第五条までの規定により計算した退職手当の基本額が退職日俸給月額に六十を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

一 六十以上 特定減額前俸給月額に六十を乗じて得た額

二 六十未満 特定減額前俸給月額に第五条の二第一項第二号ロに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日俸給月額に六十から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第六条の三 第五条の三に規定する者に対する前二条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条 読み替える規定	第三条から第五条ま で 読み替える字句	第三条から第五条ま で 読み替える字句	第三条から第五条ま で 読み替える字句
	前条の規定により読み替えて適用する第五条	前条の規定により読み替えて適用する第五条	前条の規定により読み替えて適用する第五条
第六条の二 第六条の二第一項 号	退職日俸給月額 これらの 第五条の二第一項の 同項第二号口 同項の 特定減額前俸給月額	退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき退職日俸給月額に応じて百分の二を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額 前条の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項の 第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項の 第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項の 同条の規定により読み替えて適用する同項の 特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき特定減額前俸給月額に応じて百分の二を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額 特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき特定減額前俸給月額に応じて百分の二を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額 特定減額前俸給月額及び特定減額前俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき特定減額前俸給月額に応じて百分の二を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額	並びに退職日俸給月額及び退職日俸給月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき特定減額前俸給月額に応じて百分の二を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額 第五条の三の規定により読み替えて適用する第五条の二第一項第二号口 第五条の二第一項第 二号口 及び退職日俸給月額

当該割合	百分の二を超えない範囲内で政令で定める割合を乗じて得た額の合計額 当該第五条の三の規定により読み替えて適用する同号に掲げる割合

(退職手当の調整額)

第六条の四 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（国家公務員法第七十九条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職、職員を政令で定める法人その他の団体の業務に従事させるための休職及び当該休職以外の休職であつて職員を当該職員の職務に密接な関連があると認められる学術研究その他の業務に従事させるためのもので当該業務への従事が公務の能率的な運営に特に資するものとして政令で定める要件を満たすものを除く。）、同法第八十二条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間のある月（現実に職務をとることを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。）のうち政令で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第一順位から第六十順位までの調整月額（当該各月の月数が六十月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

一 第一号区分	七万九千二百円
二 第二号区分	六万二千五百円
三 第三号区分	五万四千五百円
四 第四号区分	五万円
五 第五号区分	四万五千八百五十円
六 第六号区分	四万一千七百円
七 第七号区分	三万三千三百五十円
八 第八号区分	二万五千円
九 第九号区分	二万八百五十円
十 第十号区分	一万六千七百円
十一 第十一号区分	零

2 退職した者の基礎在職期間に第五条の二第二項第二号から第七号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、政令で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第一項各号に掲げる職員の区分は、官職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、政令で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

一 退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの（次号及び第三号に掲げる者を除く。）第一項第一号から第九号まで又は第十一号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第十号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額に

二 退職した者でその勤続期間が四年以下のもの及び第三条第二項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が十年以上二十四年以下のもの（次号に掲げる者を除く。）前号の規定により計算した額の二分の一に相当する額に

三 次のいずれかに該当する者 第三条から前条までの規定により計算した退職手当の基本額の百分の六に相当する額

イ 退職日俸給月額が一般職の職員の給与に関する法律の指定職俸給表八号俸の額に相当する額を超える者その他これに類する者として政

令で定めるもの  
ロ その者の基礎在職期間がすべて特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条各号（第七十三号及び第七十四号を除く。）に掲げる特別職の職員としての在職期間である者

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちにその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関する必要な事項は、政令で定める。

（勤続期間の計算）

第七条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 (略)

（起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い）

第十二条 職員が刑事案件に關し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第二百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項及び次条第三項において同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したときは、一般的の退職手当等は、支給しない。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかつたときは、この限りでない。  
2 前項ただし書の規定により退職手当の支給を受ける者が、既に第十条の規定による退職手当の支給を受けている場合においては、同項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額から既に支給を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、前項ただし書の規定により支給すべき退職手当の額が既に支給を受けた第十条の規定による退職手当の額以下であるときは、同項ただし書の規定による退職手当は、支給しない。  
3 前二項の規定は、退職した者に対しまだ一般的の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされたときについて準用する。

（退職手当の支給の一時差止め）

第十二条の二 各省各庁の長等（財政法（昭和一十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長及び特定独立行政法人の長をいう。以下同じ。）は、退職した者に対しまだ一般的の退職手当等の額が支払われていない場合において、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關して、その者が逮捕されたとき又はその者から聽取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至つたときであつて、その者に対し一般的の退職手当等を支給することが、公務に対する国民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるときは、一般的の退職手当等の支給を一時差し止めることができる。

2 (8) (略)

（退職手当の返納）

第十二条の三 退職した者に対し一般的の退職手当等の支給をした後において、その者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたときは、各省各庁の長等は、その支給をした一般的の退職手当等の全部又は一部を返納させることができることとする。  
2 前項の規定により返納させるべき退職手当の額の範囲、返納の手続その他返納に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

21 当分の間、二十年以上三十五年以下の期間勤続して退職した者（法律第三十号附則第五項の規定に該当する者及び傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第三条から第五条の三までの規定により計算した額にそれぞれ百分

の百四を乗じて得た額とする。

22 当分の間、三十六年の期間勤続して退職した者（法律第三十号附則第六項の規定に該当する者を除く。）で第三条第一項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十

五年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

23 当分の間、三十五年を超える期間勤続して退職した者（法律第三十号附則第七項の規定に該当する者を除く。）で第五条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を三十五年として附則第二十一項の規定の例により計算して得られる額とする。

## ○ 国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第一百六十四号）（抄）

### 附 則

3 適用日の前日に在職する職員で新法第二条の職員に該当するものが適用日以後に次の各号に掲げる退職（公務上の死亡以外の死亡による退職で政令で定めるものを除く。）をした場合には、その者に支給すべき退職手当の額は、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号。以下この項において「退職手当法」という。）第二条の三から第六条の五まで、次項及び附則第六項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一 退職手当法第三条第一項の規定に該当する退職（傷病又は死亡による退職に限る。）その者につき旧法第四条（死亡により退職した者にあつては、旧法附則第十項を含む。以下この項において同じ。）の規定により計算した退職手当の額と退職手当法第三条第一項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額

二 退職手当法第五条第一項の規定に該当する退職 その者につき旧法第四条又は旧法附則第六項の規定により計算した退職手当の額と退職手当法第五条第一項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額

三 退職手当法第六条又は第六条の二の規定に該当する退職 その者につき旧法第三条、第四条又は第五条の規定により計算した退職手当の額と退職手当法第二条の二、第三条及び第五条から第六条の四までの規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額

## ○ 国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）（抄）

### 附 則

5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の国家公務員等退職手当法（以下「旧法」という。）第七条の二第一項に規定する公庫等職員（他の法律の規定により、国家公務員等退職手当法第七条の二の規定の適用について、同条第一項に規定する公庫等職員とみなされる者を含む。以下「指定法人職員」という。）としては在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となつた者又は適用日に地方公務員として在職する者で、指定法人職員又は地方公務員として在職した後引き続いて職員となつたものを含む。次項及び附則第七項において同

じ。」のうち、適用日以後に国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号。以下この項から附則第十二項までにおいて「退職手当法」という。）第三条中傷病により退職した者に係る退職手当に関する部分、退職手当法第四条若しくは第五条又は国家公務員等退職手当暫定措置法等の一部を改正する法律（昭和三十二年法律第七十四号）附則第二項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が二十年以上三十五年以下（同項の規定に該当する退職をした者にあつては、二十五年未満）である者に対する退職手当の基本額は、退職手当法第三条から第五条の三まで及び法律第一百六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項の規定にかかるわらず、当分の間、退職手当法第三条から第五条の三まで及び法律第一百六十四号附則第四項の規定により計算した額にそれぞれ百分の百四を乗じて得た額とする。

6 適用日在職する職員のうち、適用日以後に退職手当法第三条第一項（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十六年である者に対する退職手当の基本額は、退職手当法第三条第一項及び第五条の二並びに法律第一百六十四号附則第三項又は附則第四項の規定にかかるわらず、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に退職手当法第五条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が三十五年を超える者に対する退職手当の基本額は、退職手当法第五条から第五条の三まで及び法律第一百六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項の規定にかかるわらず、当分の間、その者の勤続期間を三十五年として前項の規定の例により計算して得られる額とする。

8 法律第一百六十四号附則第三項又は附則第四項の規定の適用を受ける職員で附則第五項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、退職手当法第二条の三から第六条の五まで、法律第一百六十四号附則第三項、附則第四項又は附則第六項及びこの法律附則第五項から前項まで又は附則第十五項の規定にかかるわらず、その者につき法律第一百六十四号による改正前の国家公務員等退職手当暫定措置法（昭和二十八年法律第八十二号）の規定により計算した退職手当の額と退職手当法及び附則第五項から前項まで又は附則第十五項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。

## ○ 国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号）（抄）

### 附 則

4 当分の間、四十四年を超える期間勤続して退職した者で国家公務員退職手当法第三条第一項の規定に該当する退職手当の額は、同項の規定にかかるわらず、その者が同法第五条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を三十五年として同法附則第二十一項の規定の例により計算して得られる額とする。

○ 国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百五十五号）（抄）

附 則

第三条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者が新制度切替日以後に退職することにより新法の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が新制度切替日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとのし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における俸給月額を基礎として、この法律による改正前の国家公務員退職手当法（以下「旧法」という。）第三条から第六条まで及び附則第二十一項から第二十三項まで、附則第八条の規定による改正前の国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第二百六十四号。以下この条及び次条において「法律第二百六十四号」という。）附則第五項から第八項まで、附則第十条の規定による改正前の国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号。以下この条及び次条において「法律第三十号」という。）附則第四項から第八項まで、附則第十一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号。以下この条及び次条において「法律第六十二号」という。）附則第四項並びに附則第十一項の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百四十六号。以下この条、次条及び附則第六条において「法律第二百四十六号」という。）附則第四項の規定により計算した退職手当の額が、新法第二条の三から第六条の五まで及び附則第二十一項から第二十三項まで、附則第五条、附則第六条、附則第八条の規定による改正後の法律第二百六十四号附則第三項、附則第九条の規定による改正後の法律第三十号附則第五項から第八項まで、附則第十条の規定による改正後の法律第二百四十六号附則第四項の規定により計算した退職手当の額（以下「新法等退職手当額」という。）よりも多いときは、これららの規定にかかわらず、その多い額をもつてその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

- 2
- 一 前項の「新制度切替日」とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日をいう。
    - 一 施行日の前日及び施行日において職員（国営企業等の職員を除く。以下「一般職員」という。）として在職していた者 施行日
    - 二 施行日の前日において一般職員として在職していた者で、施行日に国営企業等（当該国営企業等に係る適用日）の職員となつたもの 施行日
  - 三 国営企業等のいづれかに係る適用日の前日及び適用日において当該国営企業等の職員として在職していた者（その者の基礎在職期間（新法第五条の二第二項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）のうち当該適用日前の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者に限る。）当該国営企業等に係る適用日
  - 四 日前の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者に限る。）当該一般職員となつた日
  - 五 国営企業等の職員として在職した後、引き続いて他の国営企業等の職員となつた者（その者の基礎在職期間のうち当該他の国営企業等の職員となつた日前の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者であつて、当該他の国営企業等の職員となつた日が当該他の国営企業等に係る適用日以後であるものに限る。）当該他の国営企業等の職員となつた日
  - 六 職員として在職した後、施行日以後に引き続いて地方公務員又は新法第七条の二第一項に規定する公庫等職員（他の法律の規定により同条の規定の適用について公庫等職員とみなされる者を含む。以下同じ。）若しくは新法第七条の三第一項に規定する独立行政法人等役員となつた者で、地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員として在職した後引き続いて一般職員となつたもの（その者の基礎在職期間のうち当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となつた日前の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者に限る。）当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となつた日

七 職員として在職した後、施行日以後に引き続いて地方公務員又は新法第七条の二第一項に規定する公庫等職員若しくは新法第七条の三第一項に規定する独立行政法人等役員となつた者で、地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員として在職した後引き続いて国営企業等の職員となつたもの（その者の基礎在職期間のうち当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となつた日前の期間に、新制度適用職員としての在職期間が含まれない者であつて、当該国営企業等の職員となつた日が当該国営企業等に係る適用日以後であるものに限る。）当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となつた日

八 施行日の前日に地方公務員として在職していた者又は施行日の前日に新法第七条の二第一項に規定する公庫等職員として在職していた者（うち職員から引き続いて公庫等職員となつた者若しくは施行日の前日に新法第七条の三第一項に規定する独立行政法人等役員となつた者で、地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員として在職していた者のうち職員から引き続いて独立行政法人等役員となつた者で、地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となつたものに限る。）当該地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員となつた日

九 施行日の前日に地方公務員として在職していた者又は施行日の前日に新法第七条の二第一項に規定する公庫等職員として在職していた者（うち職員から引き続いて公庫等職員となつた者若しくは施行日の前日に新法第七条の三第一項に規定する独立行政法人等役員として在職していた者のうち職員から引き続いて独立行政法人等役員となつた者で、地方公務員又は公庫等職員若しくは独立行政法人等役員として在職した後引き続いて一般職員となつたもの）施行日

十 前各号に掲げる者に準ずる者であつて政令で定めるもの（施行日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）施行日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

3 前項第八号及び第九号に掲げる者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての第一項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「俸給月額」とあるのは「俸給月額に相当する額として政令で定める額」とする。

第四条 職員が新制度切替日（前条第二項に規定する新制度切替日をいう。以下同じ。）以後平成二十一年三月三十一日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新法等退職手当額がその者が新制度切替日の前日に受けた俸給月額を退職の日の俸給月額とみなして旧法第三条から第六条まで及び附則第二十一項から第二十三項まで、附則第八条の規定による改正前の法律第六十四条附則第三項、附則第九条の規定による改正前の法律第三十号附則第五項から第八項まで、附則第十一条の規定による改正前の法律第六十二条附則第四項並びに附則第十一項の規定による改正前の法律第一百四十六号附則第四項の規定により計算した退職手当の額（以下「旧法等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新法等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもつてその者に支給すべき退職手当の額とする。

一 退職した者でその勤続期間が二十五年以上のもの 次に掲げる額のうちいすれか少ない額（その少ない額が十万円を超える場合には、十

万円）イ 新法第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額の百分の五に相当する額

ロ 新法等退職手当額から旧法等退職手当額を控除した額

二 新制度切替日以後平成十九年三月三十一日までの間に退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの 次に掲げる額のうちいすれか少ない額（その少ない額が百万円を超える場合には、百万円）

イ 新法第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額の百分の七十に相当する額

ロ 新法等退職手当額から旧法等退職手当額を控除した額

三 平成十九年四月一日以後平成二十一年三月三十一日までの間に退職した者でその勤続期間が二十四年以下のもの 次に掲げる額のうちい

ずれか少ない額（その少ない額が五十万円を超える場合には、五十万円）

イ 新法第六条の四の規定により計算した退職手当の調整額の百分の三十に相当する額

ロ 新法等退職手当額から旧法等退職手当額を控除した額

- 2 前条第二項第八号及び第九号に掲げる者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けた俸給月額」とあるのは、「受けた俸給月額に相当する額として政令で定める額」とする。
- 第五条 基礎在職期間の初日が新制度切替日前である者に対する新法第五条の二の規定の適用については、同条第一項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十五号）附則第三条第二項に規定する新制度切替日以後の期間に限る。）」とする。
- 2 新制度適用職員として退職した者で、その者の基礎在職期間のうち新制度切替日以後の期間に、新制度適用職員以外の職員として受けた俸給月額は、同条間が含まれるものに対する新法第五条の二の規定の適用については、その者が当該新制度適用職員以外の職員として受けた俸給月額には、同条第一項に規定する俸給月額には該当しないものとみなす。
- 第六条 新法第六条の四の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成八年四月一日以前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第一項	その者の基礎在職期間	平成八年四月一日以後のその者の基礎在職期間
第二項	基礎在職期間	平成八年四月一日以後の基礎在職期間
第四項第三号ロ	その者の基礎在職期間	平成八年四月一日以後のその者の基礎在職期間

2 次の各号に掲げる職員であつた者に対する新法第六条の四の規定の適用については、当該職員としての在職期間は、同条第四項第二号ロに規定する特別職の職員としての在職期間とみなす。

- 一 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第四十二号）による改正前の特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号。以下「特別職給与法」という。）第一条第十二号の二に掲げる労働保険審査会委員
- 二 行政機関の保有する情報の公開に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第四十三号）による改正前の特別職給与法第一条第十三号の五の二に掲げる行政改革委員会の常勤の委員
- 三 特別職給与法第一条第十三号の五の二に掲げる行政改革委員会の常勤の委員
- 八号に掲げる政務次官
- 四 中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第二百六十号）による改正前の特別職給与法第一条第十三号の二に掲げる原子力委員会の常勤の委員、同条第十三号の四に掲げる科学技術会議の常勤の議員及び同条第十三号の四の二に掲げる宇宙開発委員会の常勤の委員
- 五 航空事故調査委員会設置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十四号）による改正前の特別職給与法第一条第十三号の六に掲げる航空事故調査委員会の委員長及び常勤の委員並びに同条第十四号に掲げる運輸審議会委員
- 六 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第六十一号）による改

正前の特別職給与法第一条第十三号の五の二に掲げる情報公開審査会の常勤の委員  
法律第百四十六号による改正前の特別職給与法第一条第十三号に掲げる地方財政審議会の会長  
前各号に掲げる職員に類するものとして政令で定める職員

## ○ 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）（抄）

（有料職業紹介事業の許可）

第三十条 有料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 6 （略）

（取扱職業の範囲）

第三十二条の十一 有料職業紹介事業者は、港湾運送業務（港湾労働法第二条第二号に規定する港湾運送の業務又は同条第一号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として厚生労働省令で定める業務をいう。）に就く職業、建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。）に就く職業その他有料の職業紹介事業においてその職業のあつせんを行うことが当該職業に就く労働者の保護に支障を及ぼすおそれがあるものとして厚生労働省令で定める職業を求職者に紹介してはならない。

2 第五条の五及び第五条の六第一項の規定は、有料職業紹介事業者に係る前項に規定する職業に係る求人の申込み及び求職の申込みについては、適用しない。

## ○ 国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）（抄）

（保険料）

第八十七条 政府は、国民年金事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。

2 6 （略）

（保険料の納付義務）

第八十八条 被保険者は、保険料を納付しなければならない。

2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帶して納付する義務を負う。

3 配偶者的一方は、被保険者たる他方の保険料を連帶して納付する義務を負う。

（保険料の納付委託）

第九十二条の三 次に掲げる者は、被保険者（第一号に掲げる者にあつては国民年金基金の加入員に限る。）の委託を受けて、保険料の納付に  
関する事務（以下「納付事務」という。）を行うことができる。

一 (略)

二 納付事務を適正かつ確実に実施することができると認められ、かつ、政令で定める要件に該当する者として社会保険庁長官が指定するもの

(略)

- 3 2 社会保険庁長官は、第一項第二号の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。
- 4 第一項第二号の規定による指定を受けた者は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を社会保険庁長官に届け出なければならない。
- 5 社会保険庁長官は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。  
第九十二条の四 被保険者が前条第一項の委託に基づき保険料を同項各号に掲げる者で納付事務を行うもの（以下「納付受託者」という。）に交付したときは、納付受託者は、政府に対して当該保険料の納付の責めに任ずるものとする。
- 2 納付受託者は、前項の規定により被保険者から保険料の交付を受けたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨及び交付を受けた年月日を社会保険庁長官に報告しなければならない。
- 3 被保険者が第一項の規定により保険料を納付受託者に交付したとき（前納に係る保険料にあつては、前納に係る期間の各月が経過したとき）は、当該保険料に係る被保険者期間は、第五条第二項の規定の適用については保険料納付済期間とみなす。
- 4 被保険者が第一項の規定により、第九十条の二第一項から第三項までの規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料を納付受託者に交付したとき（前納に係る保険料にあつては、前納に係る期間の各月が経過したとき）は、当該保険料に係る被保険者期間は、前項の規定にかかるらず、第五条第五項の規定の適用については保険料四分の三免除期間と、同条第六項の規定の適用については保険料半額免除期間と、同条第七項の規定の適用については保険料四分の一免除期間とみなす。
- 5 この法律の規定により政府が延滞金を徴収する場合において、その徴収について納付受託者の責めに帰すべき理由があるときは、その限度で、納付受託者は、政府に対して当該延滞金の納付の責めに任ずるものとする。
- 6 政府は、第一項又は前項の規定により納付受託者が納付すべき徴収金については、当該納付受託者に対して第九十六条第四項の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該被保険者から徴収することができる。  
第九十二条の五 納付受託者は、厚生労働省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。
- 2 社会保険庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生労働省令で定めるところにより、納付受託者に対し、報告をさせることができる。
- 3 社会保険庁長官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り納付受託者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。  
前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

○ 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）（抄）

（非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止）  
第七十二条 弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件、非訟事件及び審査請求、異議申立て、再審査請求等行政庁に対する不服申立事件その他一般の法律事件に関する鑑定代理、仲裁若しくは和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をする業とすることができない。ただし、この法律又は他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

○ 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）

第十条 何人でも、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書の交付の請求をすることができる。

2・4 （略）

第十二条の二 除かれた戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、その除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は証明書の交付の請求をすることができる。国又は地方公共団体の職員、弁護士その他法務省令で定める者も、同様である。

2・3 （略）

第一百七条の四 前条の規定により戸籍又は除かれた戸籍が磁気ディスクをもつて調製されているときは、第十条第一項又は第十二条の二第一項の請求は、これらの規定の謄本、抄本又は証明書に代えて、磁気ディスクをもつて調製された戸籍又は除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面についてすることができる。

2 （略）

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（納稅證明書の交付）

第二十条の十 地方団体の長は、地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定その他の目的で、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額その他地方団体の徴収金に関する事項（この法律又はこれに基づく政令の規定により地方団体の徴収金に関して地方団体が備えなければならぬ帳簿に登録された事項を含む。）のうち政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するものに限り、これを交付しなければならない。

○ 外国人登録法（昭和二十七年法律第二百一十五号）（抄）

（登録原票の開示等）

第四条の三（略）

2 外国人は、市町村の長に対し、当該外国人に係る登録原票の写し又は登録原票に登録した事項に関する証明書（以下「登録原票記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

3～6 （略）

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（住民票の写し等の交付）

第十二条 住民基本台帳に記録されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し（第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村につては、当該住民票に記録されていふ事項を記載した書類。以下同じ。）又は住民票に記載をした事項に関する証明書（以下「住民票記載事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

2～6 （略）

（戸籍の附票の写しの交付）

第二十条 何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える戸籍の附票の写し（第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を調製している市町村につては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類。第五十条において同じ。）の交付を請求することができる。

2 （略）